平成２８年（フ）第９号
佐賀県鳥栖市本町２丁目33番地１　大山ビル306
債務者　増田美代子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４号
佐賀市天祐団地11番11号　県営中折団地
債務者　成冨　京子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
大阪府茨木市天王２丁目14番３号　ロイヤル南茨木303号
債務者　北島裕美子（旧姓岸田）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６５２号
大阪府八尾市旭ヶ丘５丁目85番地の１　15―301号
債務者　前西　　敏（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６６８号
大阪市此花区西九条１丁目33番３号　コーポシラカバ　302
債務者　中川聖次郎
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７０６号
大阪府東大阪市上六万寺町８番３号
債務者　古野　明親
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７２１号
大阪市東成区大今里南３丁目15番14―406号
債務者　菅本　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７８９号
大阪市東成区大今里西３丁目17番10号　レアレア今里31番館　207号
債務者　近藤　勝子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７０号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番１―402号
債務者　森田　忠志
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７１号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番１―402号
債務者　森田　春美
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５号
神奈川県厚木市愛甲１丁目20番５号　シティー堂山Ａ―202
債務者　熊谷　久子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３４４号
神奈川県厚木市三田南１丁目15番２―301号
債務者　佐藤　　亮
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１１１号
神奈川県愛甲郡愛川町田代29番地の２
債務者　本間　　修
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２１３号
神奈川県横須賀市三春町２丁目26番地
債務者　大竹　信彦
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２０号
神奈川県秦野市鶴巻北１丁目22番17号　メゾンマロニエ　103号
債務者　松田美枝子（旧姓松坂）
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７号
山口県光市木園１丁目10番３号　光陽アパート１―102号、前住所山口県光市大字三輪1600番地10
債務者　渡邉　裕美（旧姓藤弘）
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１１号
山口県周南市大字久米1088番地の１　市営高田住宅１―203号
債務者　安田　孝男
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山口地方裁判所周南支部